

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

別表六の二(三) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前連結税額超過額の計算				
各連結法人の当期税額 控除可能額の合計額 (6の合計)	1	円	法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額)	4
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	2		調整前連結税額超過額 (1)-(4)	5
当期税額基準額 (2)× $\frac{90}{100}$	3			

当期税額控除可能額及び調整前連結税額超過構成額の明細

適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
		6	7
試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六の二(五)「22」 円	円
中小連結法人の試験研究費 に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六の二(六)「18」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六の二(七)「12」	
平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	④ 別表六の二(八)「10」	
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑤ 別表六の二(三)付表「1の③」	別表六の二(三)付表「2の③」
	当期分	⑥ 別表六の二(十)「25」	
高度省エネルギー増進設備等を取 得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑦ 別表六の二(十一)「15」	
中小連結法人が機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑧ 別表六の二(三)付表「1の⑥」	別表六の二(三)付表「2の⑥」
	当期分	⑨ 別表六の二(十二)「25」	
沖縄の特定地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑩ 別表六の二(三)付表「1の⑩」	別表六の二(三)付表「2の⑩」
	当期分	⑪ 別表六の二(十三)「26」	
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六の二(十四)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬ 別表六の二(十五)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑭ 別表六の二(十六)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物 等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮ 別表六の二(十七)「16」	
地方活力向上地域等において雇用者の数 が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑯ 別表六の二(十八)「28」	
		⑰ 別表六の二(十八)「34」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関 連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑱ 別表六の二(十九)「25」	
特定中小連結法人が経営改善設備 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑲ 別表六の二(三)付表「1の⑭」	別表六の二(三)付表「2の⑭」
	当期分	⑳ 別表六の二(二十)「25」	
中小連結法人が特定経営力向上設備等 を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉑ 別表六の二(三)付表「1の⑰」	別表六の二(三)付表「2の⑰」
	当期分	㉒ 別表六の二(二十一)「26」	
給与等の引上げ及び設備投資を行 った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓ 別表六の二(二十二)「22」	
中小連結法人が給与等の引上げを行 った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔ 別表六の二(二十三)「19」	
革新的情報産業活用設備を取得し た場合の法人税額の特別控除	当期分	㉕ 別表六の二(二十四)「21」	
復興産業集積区域等において機械等を取 得した場合等の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉖ 別表六の二(三)付表「1の⑱」	別表六の二(三)付表「2の⑱」
	当期分	㉗ 別表六の二(二十五)「31」	
復興産業集積区域等において被災雇用者 等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉘ 別表六の二(二十六)「21」	
合 計			(5)